

(別紙)

独立行政法人科学技術振興機構 役員報酬規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
役員報酬規程 (平成15年10月1日 平成15年規程第7号)	役員報酬規程 (平成15年10月1日 平成15年規程第7号)
第1条～第2条(略)	第1条～第2条(略)
第3条 常勤役員の本俸は、月額とし、次の各号にかかげる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。	第3条 常勤役員の本俸は、月額とし、次の各号にかかげる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。
(1) 理事長 <u>1,013,000</u> 円	(1) 理事長 <u>1,016,000</u> 円
(2) 理事 <u>825,000</u> 円	(2) 理事 <u>828,000</u> 円
(3) 監事 <u>708,000</u> 円	(3) 監事 <u>710,000</u> 円
2 (略)	2 (略)
第4条～第10条(略)	第4条～第10条(略)

附 則 (平成21年11月25日 平成21年規程第33号)1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。(平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員報酬規程第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にとっては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にとっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額(2) 平成21年6月1日において役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額